

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム 小祝 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社リーフが設置・運営する『グループホーム 小祝』（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援2認定者で認知症の状態にある人に対して適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の運営の方針は、次の通りとする。

- （1）ぬくもりのある家庭的なくつろぎが継続するよう支援します。
- （2）尊敬と敬意の念を忘れず、一緒に喜怒哀楽を味わえるよう努めます。
- （3）自分らしい生活を呼び戻せるよう支援します。
- （4）安らぎと癒しを与えてくれる居場所を確保します。
- （5）地域との交流を深め、閉じこもり防止に努めます。

（事業所の内容）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名 称 グループホーム 小祝
- （2） 所在地 大分県中津市字小祝 525 番地 277

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）計画作成担当者 1名以上
適切なサービスが提供されるよう（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する小規模多機能型居宅介護事業所や病院等の関係機関との連絡・調整にあたる。
- （3）看護職員 1名以上
看護職員は、日常的に利用者の健康管理にあたり、看護職員不在の場合にもオンコール体制により、24時間対応可能な体制をとる他、重度化した場合における対応にもあたる。
- （4）介護職員 16名以上（各ユニット毎に常勤換算で4.5以上）
介護職員は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 . . . 年中無休
- (2) 営業時間 . . . 24時間

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、1ユニット9名までとする。(2ユニット：18名)

(入退居)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、要介護又は要支援2認定者で認知症の状態にある人のうち少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。

- 2 利用申込者の利用に際しては、主治の医師の診断書等により該当利用申込者が認知症の状態にある人であることの確認を行う。
- 3 利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 利用者が病院又は診療所等に入院し、入院期間が1ヶ月を超えて、尚且つ心身の状況を鑑み、当施設において継続入所することが適当であると事業所が判断した場合再入居の受け入れを行う。
- 5 利用申込者の利用に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 6 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、指定居宅介護サービスなどを利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 7 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえたうえで退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 8 事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(調査への協力)

第8条 事業所は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するための市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(介護計画の作成)

第9条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 介護計画に当たっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 4 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、他の従業者、利用者が介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(事業の内容)

第10条 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととし、その内容は次の通りとする。

- (1) 1週間に2回以上、適切な方法により利用者の希望に基づいて利用者を入浴させ、又は清拭する。
- (2) 心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- (3) おむつの使用が必要な利用者について、おむつを適切に交換する。
- (4) 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (5) 日勤帯においては常時1人以上の常勤従業者を配置する。
- (6) 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における従業者以外の者による介護を受けさせない。
- (7) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用について支払いを受けるものとする。
 - (1) 家賃 月額 46,760円
※途中入退去の場合は、日割り計算となります。
 - (2) 水道光熱費 月額 12,000円
※途中入退去及び入院等の場合は、日割り計算となります。
 - (3) 食材料費 日額 1,680円(朝420円、昼670円、夕590円)
※入院、外出、外泊等による欠食分の料金はいただきません。
 - (4) その他事業所から提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 協力医療機関等から提供される医療及び指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の額は、利用料に含まれない費用とする。

（留意事項）

第12条 利用者は、次の各号に留意すること。

- (1) 面会 午後6時以降の面会は、就寝準備をする関係上、急用以外は遠慮すること。インフルエンザの流行時など、面会時間・方法に配慮すること。
 - (2) 外出・外泊 必ず行き先と帰宅時間及び食事の有無等の必要なことを事業所へ報告すること。外出・外泊先の変更等がある場合には、事業所へ連絡すること。
 - (3) 金銭管理 利用者やその家族での管理が困難な場合、管理者に代行依頼することができる。
 - (4) 持ち込み品 家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まる範囲内で使い慣れた日常のものを持参すること。
 - (5) 宗教 他の利用者等の迷惑にならない範囲であれば自由とするが、宗教や信条の相違等で他の利用者等を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すことはしてはならない。
- 2 前項に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

（退居の勧告）

第13条 利用者の故意又は重大な過失により、前条に規定する禁止行為を繰り返す場合、事業所は利用者及びその保証人に対して、退居を勧告する場合がある。

- 2 事業所の契約書及び介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意又は重大な過失により、事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限内に支払わなかった場合、事業所は利用者及びその保証人に対してその旨を報告し、退居を勧告することがある。
- 3 利用者が指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、又は介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく市町村に報告し、対策を検討する。この結果により、退居を勧告することがある。
- 4 他の利用者等に対して、暴力や性的行為等の危害を繰り返す場合、退居を勧告することがある。

（非常災害対策）

第14条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防災管理者を選任する。
- 3 防災管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

- 4 防災管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、少なくとも6ヶ月に1回は避難及び救出その他必要な訓練等を行う。

(勤務体制の確保等)

第15条 事業所は、利用者に対して適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を次の通り設ける。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(協力医療機関等)

第16条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

- (1) 協力医療機関 医療法人聖信会 ふるかわメディカルクリニック
- (2) 協力歯科医療機関 のぞみ歯科三光
大堀たけし歯科医院
- 2 災害等緊急時協力施設を以下に定める。
- (1) 協力介護老人保健施設 医療法人三光会 三光園
- (2) 協力特別養護老人ホーム 社会福祉法人三光会 悠久の里

(秘密保持等)

第17条 従業者及び従業者であった者(退職者等)は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業者及び従業者であった者(退職者等)が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

(提供拒否の禁止)

第18条 事業所は、正当な理由なく指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(不正給付に関する市町村への通知)

第19条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受けた、又は受けようとしているとき。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 20 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。

- 2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（苦情処理）

第 21 条 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口や意見箱など必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- （4）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

（事故発生時の対応）

第 23 条 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、緊急処置、医療機関への連絡、搬送等の措置を講じ、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに顛末記録を作成し、再発防止対策に努め、その対応について協議を行う。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第 24 条 事業所は次の各号に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する記録
- (2) 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録

（緊急時等の対応及び地域との交流）

第 25 条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（事業実施地域）

第 26 条 事業実施地域は、中津市とする。

（内容及び手続きの説明及び同意及び契約）

第 27 条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者及びその代理人に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

（衛生管理）

第 28 条 事業所は感染症の発生及びまん延防止のためマニュアルを作成し、従業者に対し研修を行うほか、従業者以外にも感染症発生、防止のための処置を行う。

（その他）

第 29 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社リーフと事業所の施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 24 年 2 月 21 日より、施行する。

- ・平成 24 年 7 月 21 日一部改定
- ・平成 25 年 4 月 1 日一部改定
- ・平成 25 年 10 月 1 日一部改定
- ・平成 26 年 3 月 1 日一部改定
- ・平成 26 年 4 月 1 日一部改定
- ・平成 27 年 4 月 1 日一部改定
- ・平成 27 年 5 月 1 日一部改定
- ・平成 27 年 7 月 1 日一部改定
- ・平成 27 年 8 月 1 日一部改定
- ・平成 27 年 10 月 2 日一部改定
- ・平成 28 年 4 月 1 日一部改定
- ・平成 28 年 9 月 1 日一部改定
- ・平成 28 年 11 月 1 日一部改定
- ・平成 29 年 11 月 30 日一部改定

- ・平成 30 年 1 月 1 日一部改定
- ・平成 30 年 7 月 1 日一部改定
- ・平成 31 年 2 月 1 日一部改定
- ・令和元年 10 月 1 日一部改定
- ・令和 2 年 12 月 1 日一部改定
- ・令和 3 年 3 月 1 日一部改定
- ・令和 4 年 4 月 1 日一部改定
- ・令和 6 年 1 月 1 日一部改定
- ・令和 6 年 3 月 1 日一部改定
- ・令和 7 年 4 月 1 日一部改定